

食品安全委員会第 283 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 4 月 23 日（木） 13:59 ～14:45

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 亜塩素酸ナトリウム

(厚生労働省からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

・「ジメテナミド」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「イプロベンホス」に係る食品健康影響評価について

(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

(平成 21 年 4 月)

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 3 月分）について

(6) 平成 20 年度緊急時対応訓練の結果及び平成 21 年度緊急時対応訓練計画（案）について

(7) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 磯崎課長補佐

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 「亜塩素酸ナトリウム」の使用基準の改正に係る食品健康影響評価について
- 資料 2 農薬専門調査会における審議状況について<ジメテナミド>
- 資料 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<イプロベンホス>
- 資料 4 - 1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について
(平成 21 年 4 月)
- 資料 4 - 2 リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート
- 資料 5 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (平成 21 年 3 月分) について
- 資料 6 - 1 平成 20 年度緊急時対応訓練実施報告書
- 資料 6 - 2 平成 21 年度緊急時対応訓練計画 (案)

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 283 回会合を開催いたします。

本日は、6 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から、基準審査課の磯崎課長補佐に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会 (第 283 回会合) 議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は 9 点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。その関連資料として、資料 1 - 2。

資料 2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 - 1 及び 4 - 2 が「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について」。

資料 5 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等 (平成 21 年 3 月分) について」。

資料 6 - 1 が「平成 20 年度緊急時対応訓練実施報告書」

資料 6 - 2 が「平成 21 年度緊急時対応訓練計画 (案)」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1 - 1 にありますとおり、厚生労働大臣から 4 月 13 日付けで添加物 1 品目について食品健康影響評価の要請がありました。厚生労働省の磯崎課長補佐から説明がありますので、よろしく願いいたします。

◆磯崎課長補佐 厚生労働省食品全部基準審査課の磯崎と申します。お手元にご覧いただけます資料 1 - 2 に沿って御説明させていただきます。

亜塩素酸ナトリウムの使用基準の改正に係る食品健康影響評価についてということですが、まず、経緯についてご説明申し上げます。

食品添加物の新規指定等の手続につきましては、平成 8 年の生活衛生局長通知で示した指針に基づきまして、指定等を要請する者は有効性、安全性等に関する資料を添えて、要請書を提出していただくことになっております。

今般、亜塩素酸ナトリウムの使用基準の改正につきまして、事業者より要請書の提出がございましたことから、使用基準改正の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものでございます。

亜塩素酸ナトリウムについてでございますが、亜塩素酸ナトリウムは塩素系の漂白、殺菌剤の一種でございます。我が国では昭和 38 年 7 月に食品添加物として指定されております。

平成 17 年 9 月には食品安全委員会におけるリスク評価を経て、使用基準の改正が行われており、現在は、かずのこの調味加工品、かんきつ類果皮、さくらんぼ等の食品に対して使用が認められているところでございます。

今回の事業者からの要請は、亜塩素酸ナトリウムの使用基準にかずのこの塩蔵加工品の追加を求めるというものでございます。

なお、平成 20 年 6 月に評価結果の通知がございました亜塩素酸水におきまして、附帯事項として臭素酸の取扱いについて検討するようにとの御指示いただいております。亜塩

素酸ナトリウムはその対象に入るものの一つと考えておきまして、その混入の実態に係る調査や規格基準の設定の必要性について検討を進めているところでございます。

今回、事業者に対して、臭素酸の混入の実態等について確認を求めましたところ、定量限界未満という報告を受けております。このような結果も踏まえますと、現段階におきましては、亜塩素酸ナトリウムに臭素酸の規格を設定する必要性は低いのではないかと考えておりますが、その他の塩素系の漂白剤も含めて引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

今後の方向性でございますが、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、亜塩素酸ナトリウムの使用基準の改正について検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(2) 農薬専門調査会における審議状況について」でございます。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料2に基づいて御説明いたします。農薬「ジメテナミド」の評価書(案)でございます。

評価書(案)の4ページの「審議の経緯」に記載がございますように、ジメテナミドにつきましては、ラセミ体の製剤が1996年に初回農薬登録をされております。

その後、2005年11月に、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価の要請でございますが、2008年4月、農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼がございました。

今回の農薬登録申請につきましては、光学異性体でございますS体を高濃度に含む製剤の登録申請でございます。

これに伴いまして、6月、厚生労働大臣により残留基準の設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。基本法24条1項及び2項に基づく要請でございます。

評価書の8ページの「開発の経緯」に記載がございますように、ジメテナミドは、酸ア

ミド系の除草剤でございます。雑草の超長鎖脂肪酸の生合成を阻害することによりまして、雑草を枯死させる、こういう作用のものでございます。

「安全性に係る試験の概要」につきましては、9ページ以降にまとめられております。

「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いまして、ラセミ体、それからS体についても検討がなされております。

概略を御説明いたしますと、ジメテナミドの体内吸収率は、雄で94.5%、雌で92.8%ということで、吸収は良好ということでございます。

血中濃度推移のところ記載がございましたように、ラットにおきましては、血中濃度の上昇がゆっくり起きております。

次のページの「表1」を御覧いただくとお分かりいただけるように、Tmaxでございますが、48から72時間ということで、ゆっくりと上昇している。

また、排泄につきましても、ゆっくり起こるということで、半減期でございますけれども、雄で255時間、雌で334時間ということで、非常にゆっくりと消失をしていくという結果となっております。

この点につきましては、少し飛びますけれども、15ページのところの(5)でございますが、「ジメテナミド及びその誘導体のラット及び人ヘモグロビンとの共有結合能に関する研究」という項目のところ記載がございましたが、ラットの場合に、ヘモグロビンのグロビンに吸着をするということで、ゆっくり血中濃度が上昇し、ゆっくりと排泄をされるという結果となっているという考察がなされております。

一方で、人の場合は、ヘモグロビンとの結合というのが弱いということで、ラットのようないことはあろうという考察となっております。

少し戻って恐縮でございますが、10ページの分布でございますが、吸収されますと、血液あるいは脾臓で比較的高く分布をするという結果となっております。

11ページにまいりますと、代謝物の同定・定量ということで、代謝についての検討がなされておりますが、ジメテナミドはグルタチオン抱合体を初発反応といたしまして、それに続きまして、酸化、加水分解などが起きるということで、その後は、広範に代謝をされるという結果が出されているところでございます。

14ページにまいりまして、これはin vitroでの検討でございますが、ラセミ体とS体との代謝についての比較検討がなされております。結論から申し上げますと、ラセミ体とS体の代謝は、質的にも量的にも同様であると考えられたと、こういう結果となっております。

18 ページにまいりまして、「植物体内運命試験」の成績がまとめられております。とうもろこし、だいず、てんさいを用いて実施されているところがございます。

この農薬でございますけれども、基本的には、根から吸収されますが、親化合物につきましても、ほとんどその植物体には存在しないということで、植物体に吸収されますと、大部分が代謝をされて、代謝物に変換をされるという結果となっております。これは、とうもろこし、だいず、てんさい、いずれの植物についても同様な結果となっているところがございます。

毒性につきましては、30 ページ以降に、「急性毒性試験」ほか、試験成績がまとめられております。これにつきましても、ラセミ体とS体について検討がなされておりますけれども、ほぼ同じような値になっているということで、毒性につきましても、ラセミ体、S体で同様であると考えられるものがございます。

33 ページ以降に、「亜急性毒性試験」ほか、「反復投与毒性試験」の成績がまとめられております。

この農薬の毒性の特徴といたしましては、肝臓に毒性の所見が出るということで、33 ページの「表 27」のラットの 90 日間の亜急性毒性試験の成績におきましても、34 ページの「表 29」の結果、更には 35 ページの「表 31」、イヌを用いた試験成績を見ましても、いずれの試験成績におきましても、肝臓に所見が出ているのが特徴となっております。

一方で、36 ページ以降には、「発がん性試験」の成績がまとめられております。

ラット、それからマウスを用いた試験が実施されておりますが、発がん性については、いずれの試験においても認められなかったという結論となっております。

38 ページ以降には、「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。2 世代繁殖試験あるいは発生毒性試験が実施されておりますが、いずれの試験成績におきましても、特に大きな問題となるものはないということで、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性といったようなものは認められなかったという結果でございます。

40 ページ以降に、「遺伝毒性試験」の成績がまとめられております。ラセミ体についての試験結果が「表 41」、それから代謝物について、42 ページの「表 42」に、それからS体についての結果が「表 43」の方にまとめられております。

一部、陽性という結果が出ておりますけれども、全体といたしまして、大部分の試験が陰性ということでございまして、全体としては生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられたという結論となっております。

最終的な評価結果につきましては、44 ページの「食品健康影響評価」にまとめられてお

ります。

ADIにつきましては、46 ページに記載がございますように、農薬専門調査会は、各試験で得られた無毒性量の最小値がマウスを用いた94週間発がん性試験の3.8mg/kg体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.038mg/kg体重/日をADIと設定したという結論になっているところでございます。

本評価書（案）につきましては、本委員会終了後、5月22日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

（3）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（3）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 資料3に基づいて御説明いたします。「イプロベンホス」でございますが、有機リン系の殺菌剤でございます。

3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、今回の評価の要請につきましては、魚介類に対します基準設定の依頼がございまして、これを受けて、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

併せましてポジティブリスト制度対象の農薬ということで、基本法24条2項に基づく評価要請も同時に行われているものでございます。

評価書（案）につきまして、3月12日から4月10日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったところでございます。

結果は、後ろから2ページのところでございますように、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。

ただし、右側のところでございますが、パブリックコメント期間中に事務局の方で評価書の内容を点検いたしまして、一部修正をさせていただいているところでございます。

基本的には、ADI等に関わるものではございません。

したがいまして、農薬専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「イプロベンホスの一日摂取許容量を0.035mg/kg体重/日と設定する。」ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

| |
|---|
| （４）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成21年4月） |
|---|

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（４）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について」、事務局から御報告願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、資料4-1と資料4-2をお配りしておりますが、資料4-1に基づきまして、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について御説明いたします。

この調査は、食品安全委員会が行ったリスク評価が、食品の安全性の確保に関する施策

に適切に反映されているかを把握するため、評価結果に基づく関係行政機関の施策の実施状況について調査を行ったものであります。

今回は、10回目の調査となっております。今回の調査対象は、食品安全委員会が評価を行い、平成20年4月から9月までの間に厚生労働省、農林水産省に対してその結果の通知を行った評価品目、6分野、89品目であります。前回までの調査において、具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目、6分野、94品目についても調査を行っております。

調査は、関係行政機関から、対象の評価品目ごとに「施策の実施状況調査シート」により報告を受けることで行っており、これらをまとめたものがお手元にお配りしている資料4-2でございます。

施策の実施状況については、資料4-1の2ページ以降に整理しておりますので、資料に沿いまして御説明いたします。

2ページを御覧いただきますと、「化学物質系評価グループ」でございますが、1の「添加物」については、5品目の添加物の評価を行っております。

一日摂取許容量が設定された2品目のうち、亜塩素酸水については、臭素酸の混入実態調査を実施中であり、併せて基準設定に必要な資料を収集中であります。

また、ステアロイル乳酸ナトリウムについては、薬事・食品衛生審議会において審議中であります。

着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられた2,3-ジメチルピラジンなど3品目については、薬事・食品衛生審議会において審議中であります。

次に、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもののうち、加工デンプン11品目とナイシンについては、食品衛生法に基づき添加物として指定するとともに、規格基準を改正し、成分規格を設定しております。

3ページでございますが、L-グルタミン酸アンモニウムなど4品目については、薬事・食品衛生審議会において審議中であります。

2の「農薬」については、30品目の農薬の評価を行っておりますが、評価の結果、いずれも一日摂取許容量が設定されたところであります。

4ページでございますが、これらのうち、インドキサカルブなど11品目については、残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会にて審議を行う予定となっております。

また、チアメトキサムなど14品目については、薬事・食品衛生審議会において審議中で

あります。

5 ページでございますが、ジクロロミドについては、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に答申され、食品規格を設定しないことが適当とされたところであります。

また、ハロスルフロンメチルについては、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に答申され、食品規格を設定することが適当とされたところであります。

ハロスルフロンメチル（清涼飲料水）など3品目については、規格基準の設定について検討中であり、規格基準案が作成出来次第、薬事・食品衛生審議会にて審議を行う予定となっております。

次に、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもののうち、チオベンカルブなど7品目については、食品衛生法に基づき、規格基準を改正し、食品中の残留基準を設定しております。

また、シロマジンなど13品目については、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に答申され、食品規格を設定することが適当とされたところであります。

6 ページでございますが、エチプロールなど4品目については、薬事・食品衛生審議会で審議中であります。

また、テブフェノジドなど5品目については、残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会にて審議を行う予定となっております。

ダイムロン（清涼飲料水）など9品目については、規格基準の設定について検討中であり、規格基準案が作成出来次第、薬事・食品衛生審議会にて審議を行う予定となっております。

7 ページでございますが、3の「動物用医薬品」については、31品目の動物用医薬品の評価を行っておりますが、適切に使用される限りにおいて、食品を通じて、人の健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると評価された23品目のうち、8ページでございますが、ベンゾカインについては、薬事・食品衛生審議会において審議中であります。

また、豚サーコウイルス（2型）感染症不活化ワクチン（油性アジュバント加懸濁用液）など11品目については、食品中の残留基準を設定しないこととされたところであります。

豚サーコウイルス（2型）感染症不活化ワクチン（油性アジュバント加懸濁用液）（サーコバック）など4品目については、申請者からの申請のとおり、製造販売が承認されたところであります。

ミロサマイシンを有効成分とする豚の注視剤（マイプラビン注100）については、薬剤

耐性菌を介した影響について、引き続き食品安全委員会において検討するとされたところであり、当該結果を踏まえて、施策を実施する予定とされております。

トリレオウイルス感染症生ワクチン（ノビリス Reo1133）など5品目については、薬事法第14条第2項各号（薬事法に基づく承認を与えない場合について規定）でございますが、この規定のいずれにも該当しないことが確認されたことを申請者に対して通知されたところであります。

フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（フォーベット 50 注射液）については、申請者に対して再審査の結果を平成 21 年 4 月ごろに通知する予定となっております。

一日摂取許容量が設定された5品目のうち、9 ページでございますが、トルトラズリルについては、現行の残留基準を変更しないとされたところであります。

バルネムリン及びミロサマイシンについては、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に答申され、食品規格を設定することが適当とされたところであります。

リファキシミンについては、残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会にて審議を行う予定となっております。

オキシロニック酸については、薬事・食品衛生審議会において、審議中であります。

一日摂取許容量を見直す必要はなく、適切に使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると評価された2品目のうち、塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）については、薬剤耐性菌を介した影響について引き続き食品安全委員会において検討するとされたところであり、当該結果を踏まえて、施策を実施する予定とされております。

ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤（マリンバンテル）については、薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたことが申請者に対して通知されたところであります。

適切に使用される限りにおいて、動物に残留した本物質及びその代謝物が食品を介して人の健康を損なうおそれがないと評価されたアスコルビン酸については、食品衛生法第11条第3項の規定により、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められたところあります。

10 ページでございますが、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもののうち、シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤（ラーバデックス 1%）など3品目については、申請者からの承認申請のとおり、輸入・製造販売が承認されたところあります。

ヒアルロン酸ナトリウムについては、食品中の残留基準を設定しないこととされたところであります。

チルミコシンを有効成分とする製剤原料（チルミコシン）、牛の注射剤（ミコチル 300 注射剤）など 2 品目については、薬事法第 14 条第 2 項各号のいずれにも該当しないことが確認されたことを申請者に対して通知されたところであります。

シロマジンなど 5 品目については、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に答申され、食品規格を設定することが適当とされたところであります。

セフォペラゾンなど 4 品目については、薬事・食品衛生審議会において審議中でありませ

す。
11 ページでございますが、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバジット注射液）など 7 品目については、施策の実施に向けて準備中でありませ

す。
グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストチリン）については、残留基準の設定を踏まえて、施策を実施する予定であります。

チアンフェニコールなど 5 品目については、残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会にて審議を行う予定となっております。

4 の「化学物質・汚染物質」については、11 品目の化学物質・汚染物質の評価を行っております。

12 ページでございますが、耐容一日摂取量が設定された 8 品目のうち、1,1-ジクロロエチレンについては、水質基準の一部を改正し、これに伴い所要の改正が行われたところであります。

また、1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体）については、水質基準の一部を改正し、これに伴い所要の改正が行われたところであります。

ホルムアルデヒド（清涼飲料水）など 6 品目については、規格基準の設定について検討中であり、規格基準案が出来次第、薬事・食品衛生審議会にて審議を行う予定となっております。

耐容週間摂取量が設定された 2 品目のうち、食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保については、薬事・食品衛生審議会において審議を行ったところ、米のカドミウムの成分規格を改正することとされたことから、食品安全委員会に評価が依頼されたところであります。

また、カドミウム（清涼飲料水）については、規格基準の設定について検討中であり、

規格基準案が作成出来次第、薬事・食品衛生審議会にて審議を行う予定となっております。

耐容上限摂取量が設定された銅（清涼飲料水）については、規格基準の設定について検討中であり、規格基準案が作成出来次第、薬事・食品衛生審議会にて審議を行う予定となっております。

次に、前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられていなかった四塩化炭素（清涼飲料水）など8品目については、規格基準の設定について検討中であり、規格基準案が作成出来次第、薬事・食品衛生審議会にて審議を行う予定となっております。

14 ページでございますが、「新食品等評価グループ」についてでございますが、1の「遺伝子組換え食品等」については、7品目の評価を行っております。

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による改めでの評価は必要ないと判断された、WSH株を利用して生産されたL-セリンについては、組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなすとされ、申請者に対して通知されたところでございます。

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の評価対象ではないと判断された、*Streptomyces violaceoruber* (pNAG)株を利用して生産されたキチナーゼについては、組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなすとされ、申請者に対して通知されたところであります。

「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき、人の健康を損なうおそれはないものと判断された、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604については、食品健康影響評価の結果が申請者に対して通知されております。

「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断された、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合せた品種など3品目については、食品健康影響評価の結果が申請者に対して通知されております。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性上の問題はないと判断された、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604については、評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったことから公表されたところであります。

2の「新開発食品」については、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもののうち、ガイオ タガトースについては、有効性の審査に関する資料を整理

中であります。

オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボンなど2品目については、薬事・食品衛生審議会において審議中であります。

16 ページでございますが、3の「肥料・飼料等」については、5品目の評価を行っておりますが、適切に使用される限りにおいて、動物に残留した本物質及びその代謝物が食品を介して人の健康を損なうおそれがないものと評価された、アスコルビン酸については、食品衛生法第11条第3項の規定により、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められたところであります。

適切に使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると評価された3品目のうち、L-アスコルビン酸ナトリウムについては、飼料添加物として指定され、成分規格等が設定されたところであります。

また、アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸 d1- α -トコフェノールの製剤の賦形物質リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムについては、成分規格等が改正されたところであります。

タウリンについては、厚生労働省では、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に答申がなされ、食品衛生法第11条第3項の規定により、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして取り扱うことを検討することが妥当とされたところであり、農林水産省では、パブリックコメントを終了し、飼料添加物としての指定、規格基準の設定等に向け準備中であります。

17 ページでございますが、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかった、コリスチンについては、残留基準設定について必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会にて審議を行う予定となっております。

施策の実施状況については、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成21年3月分)について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（５）『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 3 月分）について」、事務局から報告願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元の資料 5 に基づきまして、「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 3 月分）について御報告いたします。

平成 21 年 3 月、1 か月間の問い合わせ件数は 71 件でございました。

ちなみに、前月、2 月の件数は 60 件であり、3 月はやや増加しております。

次に内訳を見ますと、件数が多いのは、「主としてリスク管理に関係する事項」である③の「食品一般関係」で 31 件となっており、そのうち「衛生関係」が 18 件となっております。

その次が、「主として食品安全委員会の行う科学的評価に関係する事項」である②の「食品の安全性関係」で 20 件となっており、そのうち「新開発食品等」が 10 件となっております。

2 ページでございますが、「食の安全ダイヤル」への質問等のうち、主なものについて月をわたって問い合わせがあった場合に、トータルでどのくらいあったのか分かるように集計しておりますが、今回、平成 20 年 9 月から平成 21 年 3 月までの分を集計しております。

主なものについて、3 月の件数を見ますと、「こんにゃく入りゼリー関連」、「メラミン関連」、「事故米穀不正規流通関連」では、いずれも 0 件となっております。また、「体細胞クローン牛等関連」では、3 月は 10 件であり、合計は 18 件となっております。

次に 3 ページでございますが、毎月、「問い合わせの多い質問等」として、Q&A の形式で取り上げておりますが、今回は、「遺伝子組換え食品の安全性を評価する際には、アレルギーに関してどのようなことを調べているのですか。」という質問を取り上げております。

これに対しまして、答えとして、「食品安全委員会では、遺伝子組換え食品の食品健康影響評価に当たり、主に、遺伝子組換えによって新たに付け加えられたり、除かれたすべての性質と、遺伝子組換えによって予期しない悪影響が生じる可能性がないかという点などについて、これまでに食べられてきた食品と比較し、評価を行っています。

そのうち、アレルギー誘発性に関しては、まず（１）から（４）の 4 事項について調べ、挿入された遺伝子により作られるタンパク質の発現量も含めて総合的に判断した上で、安全性を確認しています。

なお、(1)から(4)の4項目でアレルギーとなり得る可能性が否定できない場合は、(5)のような検討が行われ、更に疑わしい場合、臨床試験が求められることとなります。

食品安全委員会の季刊誌でも『遺伝子組換え食品のリスク評価を理解する』という特集を組んでおりますので、御覧ください。

また、詳しくは、食品安全委員会ホームページに安全性評価基準を掲載しておりますので、御参考になさってください。」とお答えしております。

報告は、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

| |
|--|
| (6) 平成20年度緊急時対応訓練の結果及び平成21年度緊急時対応訓練計画(案)について |
|--|

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(6) 平成20年度緊急時対応訓練の結果及び平成21年度緊急時対応訓練計画(案)について」でございます。

本件につきましては、緊急時対応専門調査会において議論が行われましたので、食品安全委員会の緊急時対応専門調査会担当委員であられる廣瀬委員から報告願います。

◆廣瀬委員 平成20年度の緊急時対応訓練につきましては、3月24日の緊急時対応専門調査会で、訓練結果について検証されて、報告書が取りまとめられました。

また、その結果を踏まえて、今年度の訓練計画につきましても、併せて審議され、計画案が作成されたところでございます。

詳しい内容につきましては、事務局の方から説明をお願いいたします。

◆酒井情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料6-1、6-2に基づいて御説明申し上げます。

まず、20年度の緊急時対応訓練の結果について御報告いたします。

資料6-1の1ページをお開きください。20年度の訓練につきましては、当初の計画で

はリスク管理機関との合同訓練を実施することとしておりましたけれども、今国会で審議されております消費庁設置関連法案、この提出を踏まえまして、計画を一部変更し、リスク評価機関として、今後、強化を求められております緊急時の広報技術の向上、これを中心に実施をいたしております。

具体的内容については、2ページ目をお開きください。

第1回目といたしましては、緊急時におけるメディア対応に関する講習会ということで開催をいたしました。今回は、フジテレビの解説委員でおられます箕輪先生から御講義をいただきました。

次に3ページ目でございますが、第2回の訓練といたしまして、3月3日ですが、広報技術を主体とした実働訓練、特に小泉委員長代理による模擬記者会見の実施を含む実働訓練という形で実施をいたしました。

訓練の内容につきましては、4ページから5ページに示しておりますので、ここでは省略させていただきます、「訓練の結果と検証」でございます。

6ページから7ページを御覧いただきたいと思います。

そのうち、7ページの中ほど上、2の「訓練から得た課題及び今後の対応策」のところでございます。

1点目の「緊急時対応マニュアルの実効性を高める」ということに関しましては、緊急事態において発信する各種情報の委員・事務局内での了解を得る手続を再整理すること。

具体的に申しますと、内容によりましては、決裁方式ではなくて、一堂に会する形で決めた方が迅速であるという御意見がございましたので、そういった視点での整理をいたします。

また、通常、情報発信業務というのは、特定の担当者がやっているわけですが、そういうものについてもマニュアル化した方がいいという御指摘がありましたので、そういった改善点を取り上げております。

2つ目の「効果的な広報技術の習得」ということに関しましては、プレスリリース文や会見用資料について、明確なメッセージを伝えるための作成手法を習得することとともに、定型化できるものは定型化しようという検討、更には専門用語を説明する際の工夫ということについて努めていこうということが挙げられております。

3つ目の「緊急時対応訓練の運営」では、訓練に対する事務局内での参加意識の統一、緊急時における事務局の対応能力の一層の向上を図るため、時間経過などを実態に近づけた訓練実施の検討が必要であるということが挙げられております。

続きまして、資料 6 - 2 を御覧いただきたいと思います。

21 年度の訓練計画（案）でございます。先ほど廣瀬委員の方からお話がありましたように、緊急時対応専門調査会で検討いたしまして、案として出来上がっておりますので、お諮りをしたいと思います。

1 の「基本方針」でございますが、これについては、従来どおりでございます。

真ん中の 2 の「重点課題」というところで、2 点を挙げております。1 点目が緊急時対応マニュアル等の実効性の向上に関しまして、緊急時における体制の確認、緊急時対応マニュアルの検証などを行うというのがポイントでございます。

2 点目が効果的な広報技術の習得や模擬記者会見の実践など、効果的なメディアトレーニングを実施するとしております。

3 の「訓練計画」のところでございますが、訓練の方式、形式については、評価機関としてより高いレベルの広報技術の習得、これを主体としたいと考えております。

訓練では、緊急事態における委員会内での意思決定、資料作成など、様々な広報活動手順の確認、模擬記者会見の実施などによりまして、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上やより効果的な広報技術の習得を図りたいと考えております。

訓練対象者は、従前どおり委員と事務局職員、実施時期は、11 月ごろと考えております。

なお、訓練の実施に当たりましては、20 年度の訓練の検証を踏まえまして、実際の事案の時間経過を想定いたしまして、午前中から 1 日をかけて委員会全体で取り組むものにしてまいりたいと考えております。

本案について、御承認をいただきましたならば、具体的な訓練内容につきましては、今後、緊急時対応専門調査会において検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 それでは、平成 21 年度緊急時対応訓練計画につきましては、案のとおり決定するという事でよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 それでは、この計画に従いまして、訓練を実施してまいりたいと思います。

なお、平成 21 年度の訓練の実施結果につきましては、緊急時対応専門調査会において、その問題点や改善点について検証を行うようお願いいたします。

それでは、外に議事はございませんでしょうか。

◆大久保総務課長 特にございませぬ。

◆見上委員長 ありがとうございます。

これで、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会第 283 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、4 月 30 日（木曜日）14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日 24 日（金曜日）14 時からプリオン専門調査会が公開で、来週 27 日（月曜日）10 時からリスクコミュニケーション専門調査会が公開で、同日 14 時から微生物・ウイルス専門調査会が公開で、28 日（火曜日）14 時から農薬専門調査会総合評価第一部会が非公開で開催される予定となっております。

本日は、どうもありがとうございました。

以上です。